

◎新潟県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年4月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 黒部柏崎線
- 2 供用開始の区間
刈羽郡刈羽村大字刈羽字下谷地1649番2から同郡同村大字刈羽字前田988番4まで
- 3 供用開始の期日 平成30年4月3日